

〈Q&Aで理解する〉

差押のキホンと実務対応

まずは、差押について知っておくべき知識をQ&A形式で解説します。

弁護士 鈴木 俊

Q1

差押とはそもそも
どういうもの？
どんな効力があるの？



A まずは、「差押」がどんな位置づけにあるのか見ていきましょう。

債権者の申立てに基づき、裁判所などが債務者の財産処分を禁止し、強制的に債務を弁済させる手続きを「民事執行」といいます。

民事執行は、確定判決、仮執行宣言付判決、執行証書（一定の要件を満たす公正証書）など強制執行の基礎となる文書（「債務名義」という）を保有する債権者からの申立てに基づいて行われる「強制執行」と、債務名義は不要であり担保権が登記されている登記簿謄本などに基づいて行われる「担保権の実行」に分かれます。

そのうち強制執行は、執行目的物により「債権執行」「不動産執行」「動産執行」などに分かれ、その債権執行として預金の差押が

あります。

なお、民事執行法に基づく差押のほか、課税庁等が行う滞納処分による差押もありますが、ここでは民事執行法に基づく差押を念頭に説明します。

● 債務者の取立等処分と 第三債務者の弁済を禁止

差押の効力としては、債務者による差押債権の取立等処分を禁止するとともに、第三債務者に対しては債務者への差押債権の弁済を禁止することが挙げられます。例えば、金融機関の預金に対する差押でいえば、差押債権は当該預金債権、第三債務者は金融機関となります。差押の効力は差押命令が第三債務者に送達されたときに発生します。

その後の差押債権者による回収

方法としては、取立による場合と転付命令による場合があります。取立による場合には、差押命令が債務者に送達された日から1週間経過した後に回収可能となります。

転付命令は、債務者が第三債務者に有する金銭債権を差押債権者に強制的に移転させるもので、転付命令も債務者と第三債務者に送達されます。転付命令が確定すると、転付命令が第三債務者に送達されたときにさかのぼって差押債権が差押債権者に移転し、その範囲内で請求債権も消滅します。実務上、差押命令と転付命令は同時に発せられることが多いです。

POINT

- ・ 差押とは債務者の財産処分を禁止し、強制的に債務を弁済させる手続きの1つ
- ・ 差押の効力は差押命令が第三債務者に送達されたときに発生する